

横須賀市報

第1845号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

- 規 則**
- ◇体育会館条例施行規則中一部改正…………… 14997
 - ◇神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行
取扱規則中一部改正…………… //
- 告 示**
- ◇横須賀市西体育会館の供用の再開について…………… //
 - ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… //
 - ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //
- 公 告**
- ◇指定管理者の公募について中一部改正…………… 14998
 - ◇住民票の職権消除について…………… //
 - ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
- 上下水道局告示**
- ◇指定下水道工事店の代表者及び所在地の変更につい
て…………… //
- 農業委員会告示**
- ◇農業委員会総会の招集について…………… //

規 則

横須賀市規則第52号

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年8月10日

横須賀市長 上地 克明

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3項を次のように改める。

3 暖房・冷房設備使用料（専用使用の場合に限る。）

(1) 横須賀市総合体育会館

(1時間当たり)

施設	区分	区分	
		暖房	冷房
第1競技場		円	円
		8,480	6,180
第2競技場		1,780	1,990

(2) 横須賀市西体育会館

(1時間当たり)

施設	区分	区分	
		暖房	冷房
競技場		円	円
		1,390	1,370

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料に10分の5を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

この規則は、令和4年9月20日から施行する。

横須賀市規則第53号

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年8月10日

横須賀市長 上地 克明

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行取扱規則の一部を改正する規則

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行取扱規則（平成19年横須賀市規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行取扱規則

第1条第1項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

第6条第1項各号中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第4号様式中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第153号

横須賀市西体育会館は、令和4年9月20日から供用を再開します。

令和4年8月10日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市告示第154号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和4年8月10日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和4年 7月1日	かもめケア訪問看護ステーション	横須賀市西逸見町2丁目80番地
同	医療法人潮かぜ会 秋谷潮かぜ診療所	横須賀市秋谷4430番地2階

横須賀市告示第155号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年8月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年8月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
3,961	旧	長坂4丁目887番の4地先から 長坂4丁目885番の1地先まで	メートル 0.9～1.1	メートル 51.8
	新	長坂4丁目887番の1地先から 長坂4丁目885番の1地先まで	1.0～1.1	2.5
4,080	旧	佐島2丁目518番地先から 佐島2丁目519番の3地先まで	0.9～1.3	21.8
	新	佐島2丁目518番地先から 佐島2丁目519番の3地先まで	0.9～2.4	21.8
5,815	旧	佐島2丁目520番の1地先から 佐島2丁目525番の2地先まで	2.7～2.8	31.6
	新	佐島2丁目520番の1地先から 佐島2丁目525番の2地先まで	2.7～3.4	31.6

公 告

横須賀市公告第121号 (令和4年7月29日 掲 示 済)

指定管理者の公募について(令和4年横須賀市公告第104号)の一部を次のように変更します。

令和4年7月29日

横須賀市長 上 地 克 明

第5項第3号を次のように改める。

(3) 申請期間

令和4年10月25日から同月31日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

第5項第4号ア中「令和4年8月10日」を「令和4年9月14日」に改める。

横須賀市公告第122号 (令和4年7月29日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和4年7月29日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第123号 (令和4年8月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第18号

令和2年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店有限会社横須賀設備工業所は、次のとおり代表者及び所在地を変更しました。

令和4年8月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地	
		新	旧	新	旧
須91	有限会社横須賀設備工業所	白 木 勇 一	生 松 務	横須賀市佐島一丁目6番15号	横須賀市鴨居一丁目22番15号

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第8号 (令和4年8月1日 掲 示 済)

令和4年第8回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年8月1日

横須賀市農業委員会

会長 田 丸 定 雄

- 日時 令和4年8月10日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 会議に付議すべき事項

- 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 農地法第3条の規定による許可申請について
- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
- 横須賀農業振興地域整備計画に関する意見について
- 非農地証明申請について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について